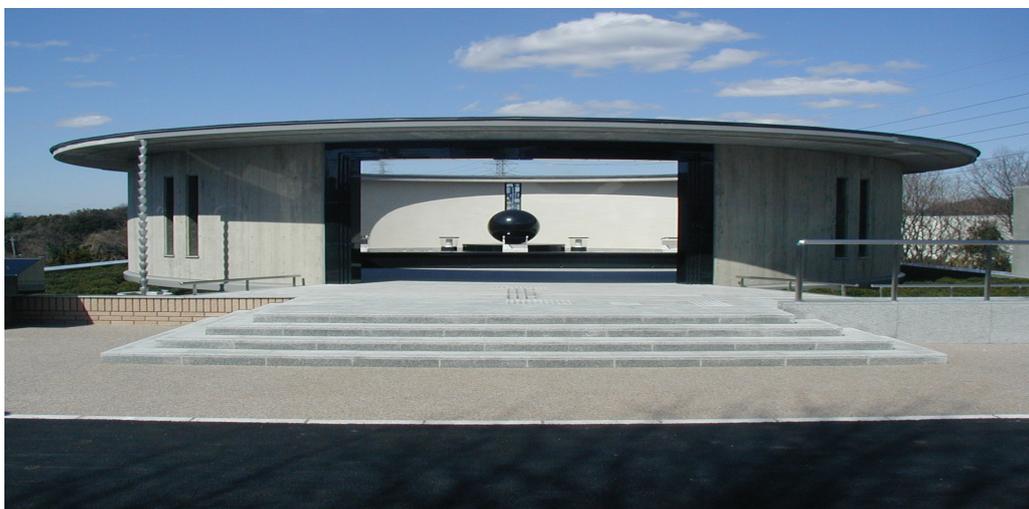


令和6年度市川市霊園 合葬式墓地募集案内



申込期間	令和6年5月20日(月)から6月5日(水)まで 〔6月5日の消印があるものまで受け付けます〕
申込方法	使用申込書および専用のハガキ（2通・63円切手を貼ったもの）に必要事項を記入のうえ、添付の封筒に入れて郵送してください。

※注意

案内書の最終ページの封筒の中に〔申込書〕〔ハガキ〕と一緒に【使用許可申請書・承諾書・同意書】が同封されています。

この【 】内の3点は抽選の結果、当選した方が書類審査の際に提出する書類ですので、申し込みの際には提出する必要はありません。

目次

募集日程・申込みから使用許可まで	1	抽選結果	8
合葬式墓地について	2	当選された方へ	8
申込資格	3	・資格審査の日時及び場所	8
申込区分および募集数	4	・資格（書類）審査	9～12
申込方法	4	・使用許可及び使用許可証の交付	13
申込みの注意事項	5	・合葬式墓地使用に関する注意事項	13
・使用申込書の書き方	6	収蔵証明書の記載例	13
・ハガキの書き方	7	市川市霊園までの案内図（略図）	14・15
抽選日時および会場	7	問い合わせ先	裏面

市川市霊園合葬式墓地は、従来の墓地と異なり、一つのお墓に多くの遺骨を埋蔵する形の墓地です。

募集日程・・・申込みから使用許可まで

申 込 期 間	<p>申込資格（P3）を確認のうえ、市川市霊園合葬式墓地使用申込書、ハガキ（2枚）に必要事項を記入し、ハガキ（2枚）には63円切手を貼付して、添付の封筒で郵送してください。</p> <p>令和6年5月20日（月）～6月5日（水）</p>
---------	---



抽選番号の発送	令和 6年6月12日（水） 発送予定
---------	---------------------------



抽 選 会	<p>日時 令和6年6月19日（水） 午前10時</p> <p>場所 市川市霊園管理事務所</p> <p>抽選結果につきましては、申し込みの際に同封していただいた「ハガキ」で通知するほか、「市川市公式Webサイト」に掲載します。</p>
-------	---



当選番号の発送	<p>受付した申込者には当落の結果に関わらず、全員の方に通知いたします。</p> <p>令和6年6月21日（金） 発送予定</p>
---------	--



資格（書類）審査	<p>当選した方には、令和6年6月24日（月）から7月13日（土）まで（土・日を含む）の間に合葬式墓地使用許可申請書及び関係書類（P9～12参照）を提出していただきます。</p> <p>※ 資格審査で、申込資格がないことが判明した場合、及び必要書類が提出できない場合は、当選は無効になります。</p> <p>※ 申込書に記載した内容と提出した書類の内容が異なる場合は、失格となる場合があります。</p>
----------	---



使用許可予定日	令和 6年7月20日（土） を予定しています。
---------	--------------------------------



使用許可証の交付及び 墓地使用料の納付期限	<p>墓地使用料の納付期限は、令和6年7月19日（金）です。</p> <p>墓地使用料を納付した方には、使用許可予定日から8月7日（水）までの間に使用許可証を交付します。</p> <p>※ 墓地使用料を期限内に納付しない方は、使用許可が取り消されます。</p> <p>※ 遺骨を保持して使用許可を受けた方が、使用許可日から1年以内に合葬式墓地に遺骨を埋蔵しないときは、使用許可が取り消されますのでご注意ください。</p>
--------------------------	--

合葬式墓地について

市川市霊園合葬式墓地は、従来の一般墓地と異なり、一つのお墓に多くの遺骨を埋蔵するという新形式の墓地です。近年の社会情勢の変化に伴い、少子高齢化の進行と市川市内に低価格の墓地を望む市民の需要に応えるべく、千葉県内の自治体としては初めて設置された墓地です。

合葬式墓地は、申込みの際に記入した遺骨又は生前予約をした方以外は埋蔵することはできません。

また、使用許可日から20年間は、骨壺に入れた状態で埋蔵室の納骨壇に埋蔵され、20年経過後は骨壺から出して1体ずつ袋に移しかえ、合葬室で永代に埋蔵されます。

生前予約した方は、いつでも納骨することはできますが、使用許可日から20年経過後に納骨する場合は、直接合葬室に埋蔵することになります。

なお、合葬室に埋蔵された遺骨は、返還することはできません。



写真は2体用納骨壇

ご注意) 当選した方が、資格審査のときに申込資格がないと判明した場合や資格審査の必要書類が提出できない場合は失格となりますので、当選された方は、(P9～P12)以降も十分にお読みになったうえで申込みをしてください。

なお、合葬式墓地に当選した方は、市川市霊園一般墓地への応募はできません。

申込資格

市川市霊園合葬式墓地の申込みができる方は、市川市内に1年以上住民登録がある方で次の申込資格を有する方のみです。

申込区分により申込資格が異なりますのでご注意ください。

1. 遺骨保持申込（区分A・B）＜遺骨保持申込で埋蔵の場合＞

(1) 市川市内に引き続き1年以上住民登録があり、市川市に実際にお住まいの方。

[令和5年7月20日以前から住所を有する方]

- (2) 世帯主又は戸籍の筆頭者若しくはその配偶者であること。
- (3) 遺骨の祭祀を主宰する者であること。
- (4) 遺骨を保持していること。
- (5) 現に市川市霊園の一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (6) 申込者と埋蔵予定者との関係は、配偶者、2親等以内の血族若しくは姻族、又は養父、養母、養子のうちいずれかとの関係があること。（市川市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度において証明書等の交付を受けた方、または市と協定している団体による証明のある方を含む。）
 - * 申込区分B（2体用）で遺骨保持1体生前予約1体の場合は、生前予約は申込者本人であること。
- (7) 遺骨が焼骨であり、分骨でないこと。
- (8) 妊娠4か月（12週）未満で死亡した胎児の遺骨でないこと。
- (9) 「埋火葬許可証」又は市川市霊園の「霊堂使用許可証」を提出できること。

2. 遺骨保持申込（区分A・B）＜遺骨保持申込で改葬の場合＞

上記1.の(1)から(8)の要件を満たし、かつ(9)に代わり「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」を提出できること。

3. 生前予約申込（区分C・D）＜申込者本人の埋蔵予約＞

(1) 市川市内に引き続き1年以上住所を有し、市川市に実際にお住まいの方。

[令和5年7月20日以前から住所を有する方]

- (2) 現に市川市霊園の一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者の年齢が65歳以上であること。[昭和34年7月20日以前に生まれた方]
- (4) 申込区分D（2体用）の申込みをする方と埋蔵予定者の関係は、配偶者、2親等以内の血族若しくは姻族、又は養父、養母、養子のうちいずれかとの関係があること。（市川市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度において証明書等の交付を受けた方、または市と協定している団体による証明のある方を含む。）

申込区分及び募集数

申込区分		1体用・ 2体用の別	申込形態	募集数		墓地使用料	
				当選数	補欠数		
遺骨保持	A	遺骨保持1体	1体用	埋蔵 改葬	60体	5名	71,000円
	B	遺骨保持2体 又は 遺骨保持1体 生前予約1体	2体用		35組 (70体)	5名	142,000円
生前予約	C	生前予約1体	1体用		35体	5名	71,000円
	D	生前予約2体	2体用		20組 (40体)	2名	142,000円

※ 応募者の数が、募集数を超えた場合は、抽選により決定します。

※ 抽選により補欠となった方は、当選者が失格又は辞退した場合のみ、繰り上げ当選となります。

※ 募集数に達しない場合は、申込者を使用予定者として決定し、抽選は行いません。

※ 募集数に達しない申込区分があった場合において、1体用(申込区分A及びC)は95体以内、2体用(申込区分B及びD)は55組以内で、当選者数を調整する場合があります。

申込方法

1. 申込区分ごとに申込者の資格が異なります。3ページの申込資格を必ず確認し、申込区分を決めてください。(資格のない方の申込みはできません。)
2. 記載例(P6～7)を参照して、「市川市霊園合葬式墓地使用申込書」に必要事項を記入(鉛筆書きは不可)してください。
3. ハガキ(2枚)に必要事項を記入のうえ、**63円切手**をそれぞれに貼付してください。
4. この募集案内に添付した封筒に次の書類を入れて、必ず郵送で申込みください。

令和6年5月20日(月)～6月5日(水)の消印があるものに限り受け付けます。

- (1) 市川市霊園合葬式墓地使用申込書
- (2) ハガキ2枚

※ なお、申し込み案内書の添付の封筒の中には、(1)と(2)の書類以外に

- 市川市霊園合葬式墓地使用許可申請書
- 承諾書
- 同意書

が同封されておりますが、この書類は当選した方が後日の書類審査の際に提出する書類となりますので、申し込みの際には同封しないでください。

申込みの注意事項

1. 使用申込書の受付後は、「申込区分」、「申込者」及び「埋蔵予定者」の変更はできません。
2. 使用申込書の記載内容が事実と異なっていることが明らかになった場合や、使用許可日（令和6年7月20日（土））の前に市川市外に転出した場合は、失格となります。
3. 次の場合は、申込みが無効となります。
 - (1) 同一人が二重に申込みをした場合（A～D区分の渡り申込みも含まれます。）
 - (2) 同一世帯で複数の者が申込みをした場合
 ※（例）生前1体用を同一世帯の夫婦が個々に申し込みをした場合や、同一世帯の兄弟が父の遺骨と母の遺骨で別々に申し込みをした場合など。
 - (3) 同一の遺骨で複数の者が申込みをした場合
4. ハガキに**63円切手**を貼付していないものや、ハガキのあて名が不正確な場合は、抽選番号の通知および抽選結果の通知が届かない場合がありますので、正確に記入してください。
5. 遺骨所持申込枠で申込みを行い当選したときは、申込区分により資格審査の時に次の書類の原本を確認させていただきます。原本が提示できないときは、当選は無効となり失格します。

< 遺骨保持の申込みの場合の必要書類 >

申込区分	申込形態	ご遺骨の所在	必要となる書類
A 又は B	埋 蔵	ご遺骨を自宅に安置している方又は一時安置施設等に預けている方	「埋(火)葬許可証」の原本
		ご遺骨を市川市霊園の霊堂に収蔵している方	市川市霊園の「霊堂使用許可証」の原本
	改 葬	ご遺骨を市川市霊園以外の墓地等に収蔵（埋蔵）している方	「収蔵証明書」の原本又は「埋蔵証明書」の原本

* 収蔵(埋蔵)証明書の書き方については、13ページの「記載例」を参考に作成してください。

< 生前申込みの場合の申込者の要件 >

申込区分	申込形態	申 込 者 の 要 件	埋 蔵 予 定 者
C	生前1体	年齢が65歳以上の方が自己利用の為に申し込むこと	申込者本人
D	生前2体	年齢が65歳以上の方が自己利用し、かつ、その親族の為に申し込むこと	申込者本人及び申込者との関係が、配偶者、2親等以内の血族若しくは姻族、又は養父、養母、養子のうちいずれかの関係にある者等

市川市霊園合葬式墓地使用申込書とハガキの書き方

使用申込書の記載内容に記載漏れがある場合は、受付できない場合があります。

また、資格審査において、使用申込書の記載内容と提出書類の内容が異なる時は、失格となる場合がありますのでご注意ください。

1. 市川市霊園合葬式墓地使用申込書の書き方

- (1) 申込者の住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記入してください。
- (2) 「申込区分」は、希望する申込区分のA～Dから1つ選び [] に○をしてください。
- (3) 埋蔵する遺骨又は生前予約の方の氏名を記入し、遺骨・生前の別に○をしてください。

※1 1体用（区分A, C）の申込みをする方は、1名のみ記入してください。

※2 2体用（区分B, D）の申込みをする方は、2名とも記入してください。

- (4) 現在遺骨を収蔵している場所の市町村名・施設名を必ず記入してください。

記入例) 市町村名 → 千葉県市川市 施設名 → 市川市霊堂

市町村名 → 千葉県市川市 施設名 → 自宅

◆ 使用申込書の記載例

様式第15号

市川市霊園 合葬式墓地使用申込書			
市川市長		令和 年 月 日	
		住所 <u>市川市八幡1丁目1番1号</u>	
		申込者 <u>幼穉 れい えん た ろ う</u>	
		氏名 <u>霊園 太郎</u>	
		電話 <u>047 (334) 1111</u>	
下記のとおり合葬式墓地の使用を申し込みます。＜電話番号は昼間連絡できる番号を記入してください＞			
使用を希望する申込区分に○をつけてください。 ※2つ以上○をつけた場合、申込みは無効になります。			
申 込 区 分	遺骨保持申込	埋蔵	A. [<input type="radio"/>] 遺骨保持 1体
		改葬	B. [] 遺骨保持 2体 または 遺骨保持 1体 生前予約 1体
	生前予約申込		C. [] 生前予約 1体
			D. [] 生前予約 2体
※ 遺骨の方又は生前予約の方の氏名を記入し、遺骨・生前の別に○をしてください。			
1	氏 名	遺骨・生前の別	遺骨の埋蔵(収蔵)場所
	霊園花子 (妻)	<input type="checkbox"/> 遺骨 ・ 生前	(市町村名) 千葉県市川市 ----- (施設名) 自宅、〇〇寺院等、市川市霊堂等
2	氏 名	遺骨・生前の別	遺骨の埋蔵(収蔵)場所
	()	遺骨・生前	(市町村名) ----- (施設名)
※ 生前予約（申込区分C・D）を申し込む方のみ記入してください。 (申込者の生年月日： 年 月 日生)			

2. ハガキの書き方

- (1) 同封のハガキは2枚あり、1枚は受付番号通知用で、もう1枚は当落通知用です。なお表面は同じで、2枚とも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。
- (2) 裏面が、「抽選結果」とあるものには何も記入しないでください。
- (3) 「合葬式墓地」受付票となっているものには、太線の中にまず、申込者の氏名を記入し、希望する合葬式墓地の申込区分を1つ選び〔 〕に○をしてください。
また、遺骨または生前予約の方の氏名（2体用の場合は2名）を記入し、遺骨・生前の別に○をしてください。

◆ ハガキ（裏面）

の記載例

合葬式墓地受付票		
抽 選 番 号	—	
氏 名	霊園太郎 様	
電話番号	()	
申 込 区 分	A. <input type="radio"/> 遺骨保持 1体 B. <input type="checkbox"/> 遺骨保持 2体 または <input type="checkbox"/> 遺骨保持 1体 生前予約 1体 C. <input type="checkbox"/> 生前予約 1体 D. <input type="checkbox"/> 生前予約 2体	
	遺骨または生前予約者の氏名	遺骨・生前の別
1	霊園花子（妻）	<input checked="" type="checkbox"/> 遺骨 ・ 生前
2		遺骨 ・ 生前

- ※ 上記の太線枠内に氏名を記入してください。
- ※ 申込区分は、希望する申込区分A～Dから1箇所
選び〔 〕内に○印を付けて下さい。
- ※ 遺骨または生前予約者の氏名(申込区分B・Dは2名)
を記入し、遺骨・生前の別に○をしてください。

抽選日時および会場

抽選日 令和6年6月19日（水） 午前10時

会 場 市川市霊園管理事務所（市川市大野町4丁目2481番地）

抽選結果

抽選結果は、申込者全員に「ハガキ」で通知するほか、「[市川市公式Webサイト](#)」に掲載します。

◆ 補欠者の繰り上げ

当選後の資格審査で失格となった方、当選を辞退された方がいた場合は、抽選時に決定した補欠順位の上位の方から順に、補欠者を繰り上げ当選とします。

補欠者が繰り上げ当選となった場合は、令和6年7月13日（土）までに、別途連絡いたします。

※ 補欠者の資格の有効期限は令和6年7月13日（土）までとなります。

期限が過ぎた場合は、その資格は消滅します。

（資格消滅の連絡はいたしませんので、ご了承ください。）

当 選 さ れ た 方 へ

当選通知を受けた方が、資格審査期間中に下記の必要書類をご提出又はご提示できない場合は失格となりますので、資格審査までに必ずご準備ください。

資格審査は、できるかぎり申込者本人がお越しくください。申込者本人がお越しになれないときは、申請の内容のわかるご家族の方がお越しくください。

また、提出した書類はお返しできませんのでご了承ください。

資格審査の日時及び場所

当選通知を受けた方は必要書類をそろえ、資格審査期間中に市川市霊園管理事務所で資格審査を受けていただきます。

必要書類のそろった方は、下記期間中に書類を持って審査場所へお越しくください。

1. 資格審査期間 **令和6年6月24日（月）から7月13日（土）まで**

（土曜・日曜を含む）午前9時から12時まで

午後1時から3時30分まで

2. 審査場所 **市川市霊園管理事務所（大野町4丁目2481番地）**

なお、資格審査期間中に連絡がなく審査を受けない場合は、当選が無効になりますのでご注意ください。

資格（書類）審査

資格審査に必要な書類（申込区分により必要書類が異なりますのでご注意ください。）

<遺骨保持申込の場合（A・Bでの申込み）>

- (1) 申し込み案内書の封筒に同封されていた使用許可申請書および承諾書
- (2) 住民票（提出日より3ヶ月以内に交付されたもの）
 - ア. 世帯全員が記載されたもので、本籍（外国籍の方は国籍）・続柄が記載されているもの。
- (3) 申請者が遺骨の祭祀を主宰する者であることを証する書類（いずれか1つ）
 - ア. 葬儀の時の会葬礼状
 - イ. 市川市霊堂を使用している方は霊堂使用許可証
 - ウ. 上記のア. イ. に該当しない場合は、遺骨に関わる者全員の同意書。
- (4) 戸籍（除籍）謄本
 - ア. 死亡者の死亡記載があり、かつ、死亡者と申込者の続柄のわかるもの。
 - イ. (3) ウ. で同意書を提出する場合は、その同意をした方全員と申込者との続柄が確認できる戸籍（除籍）謄本。（同意を得るべき方が死亡等の場合、それを確認できるもの。）

※ 提出する戸籍（除籍）謄本等が不明な場合は、お問い合わせください。
- (5) 遺骨の証明（申込形態で必要書類が異なります。）
 - ア. 埋蔵の場合：「埋（火）葬許可証」又は「市川市霊堂使用許可証」の**原本**。
 - イ. 改葬の場合：「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」の**原本**。

※ 原本証明を行いますので必ず原本をお持ちください。原本はコピー後お返しします。

※ 妊娠後4ヶ月（12週）以上で死亡した胎児のご遺骨で申し込んだ方は、戸籍謄本に死亡者の記載がありませんので、代わりに、「母子手帳」、「病院等の証明」、「火葬済証明書」のいずれかが必要になります。

また、市川市霊園の霊堂に収蔵している場合は「市川市霊園霊堂使用許可証」が必要となります。

なお、霊堂収蔵時に関係書類の事前審査済により、住民票・戸籍（除籍）謄本及び同意書等の書類を一部省略いたします。（10ページの「※4」を参照。）

ただし、霊堂申請時に提出した戸籍謄本（除籍）及び住民票等に異動があった場合は、ご提出願います。

また、霊堂申請者と合葬式墓地の申請者が異なる場合は、霊堂申請者の同意書が必要となります。

<生前予約申込の場合（申込区分C・Dでの申込み）>

- (1) 申し込み案内書の封筒に同封されていた使用許可申請書および承諾書
- (2) 住民票
 - ア. 世帯全員が記載されたもので、本籍（外国籍の方は国籍）・続柄が記載されているもの。ただし、生前予約2体（申込区分D）の場合は、埋蔵予定者が記載されているもの。
- (3) 申込者の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

※ 申込区分D（2体用）の方は、申込者と埋蔵予定者の間の続柄を明らかにする戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本

必要書類についてご不明な場合は、市川市霊園管理事務所までお問い合わせください。

資格審査の際に提出する書類 【参考】

◎申込区分A・B共通【下記1～4、7】(市川市霊堂の使用許可を受けている方は下記※4を参照)

- 1 使用許可申請書 (申込案内に添付されている封筒に同封されているもの。)
- 2 承諾書(申請者) (申込案内に添付されている封筒に同封されているもの。)
- 3 申請者の住民票 ⇒ 本籍・続柄が記載されている、申請者の世帯全員の住民票。
- 4 戸籍(除籍)謄本 ⇒ 申請時の遺骨の方の死亡記載のあるもの。
- 5 除籍謄本等 ⇒ 下記※1または※2を参照
- 6 同意書 ⇒ 遺骨の方に対して相続にかかわる者一人につき1通(相続対象者)
ただし、通夜および告別式際に会葬者へ出した会葬礼状で申込者が喪主
となっている場合のみ、この同意書を省略することができる。
- 7 埋火葬許可証 ⇒ 埋蔵されていない遺骨で申請する場合。(改葬で申し込む場合は、下記※3参照)

※1 改製原戸籍：法改正等で地方公共団体が新しい戸籍を作成した場合に出来る一つ前の戸籍

※2 除籍謄本：市町村の違う所へ本籍地を移した(転籍)場合、その転籍前の戸籍。
：戸籍に記載されていた方全員が除籍された場合に交付される戸籍。

※3 改葬枠で申込みをした場合は、上記7の埋火葬許可証の代わりに遺骨の管理者が発行する「埋蔵証明書」または「収蔵証明書」を提出する。
【提出する書類は、1～6、+埋蔵(収蔵)証明書】

※4 墓地使用申込者が市川市霊堂の使用申請者と同一人で、霊堂使用許可時の状況(住所等)に変更が無い場合は、上記3～7を省略し霊堂使用許可証を提出する。
【1、2、+霊堂使用許可証】

◎戸籍謄本(除籍謄本、改製原戸籍)および同意書の範囲

○申請者が配偶者の場合

1. 戸籍謄本(除籍謄本、改製原戸籍)の範囲

- (1) 1通に家族全員が記載されているもの。(除籍された方を含む)
(婚姻等により既に除籍されて戸籍謄本に記載のない方がいる場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍を取ってください。)
- (2) 配偶者が喪主となっている会葬礼状(通夜、告別式で出したもの)がある場合は、夫婦であることが確認できる戸籍謄本であれば、家族全員が記載されていなくても良い。

2. 同意者の範囲

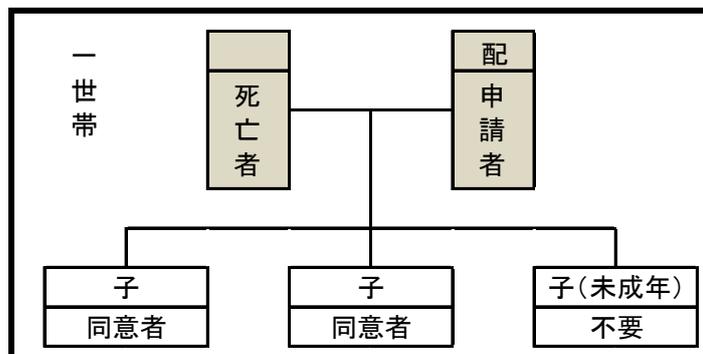
- (1) 成人している子供全員(結婚をしている子供も必要)

(2) 配偶者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※ 同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

使用申請にかかる戸籍および同意者の範囲（太線で囲まれた戸籍等が必要となります。）

申請者が配偶者の場合



○申請者が子供の場合

1. 戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

(1) 1通の戸籍に申請者の兄弟姉妹全員が記載されているもの。

（婚姻等により既に除籍され戸籍謄本に家族全員が記載されていない場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍が必要となります。）

(2) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は、死亡者と申請者が親子であることが分る戸籍謄本であれば、家族全員が記載されていなくても良い。

2. 同意者の範囲

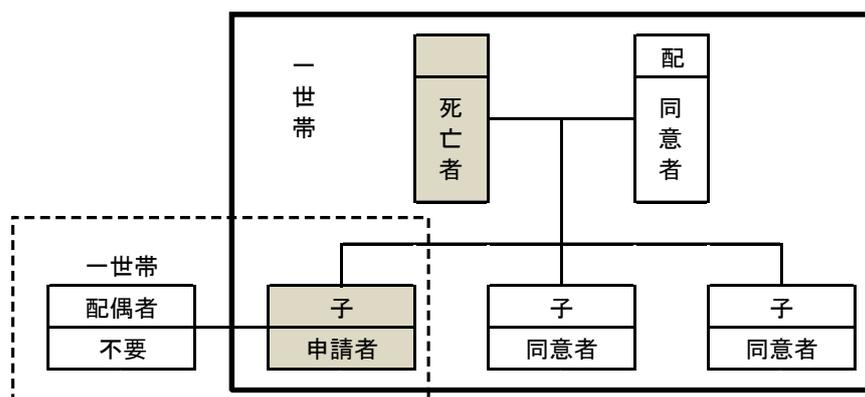
(1) 申請者の成人している兄弟姉妹全員（結婚をしている兄弟姉妹も必要）

(2) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※ 同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

使用申請にかかる戸籍および同意者の範囲（太線で囲まれた戸籍等が必要となります。）

申請者が子供の場合



○申請者が兄弟姉妹の場合

1. 戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

- (1) 1通の戸籍に申請者の両親および兄弟姉妹全員が記載されているもの。
(婚姻や死亡等により既に除籍され戸籍謄本に家族全員が記載されていない場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍が必要となります。)
- (2) 両親および兄弟姉妹に死亡した者がいる場合、その者の死亡記載のある戸籍又は除籍謄本。
- (3) 死亡者の家族全員が記載されている戸籍（除籍または改製原戸籍）謄本。
- (4) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は、死亡者と申請者が兄弟姉妹であることが分る戸籍謄本であれば、家族全員が記載されていなくても良い。

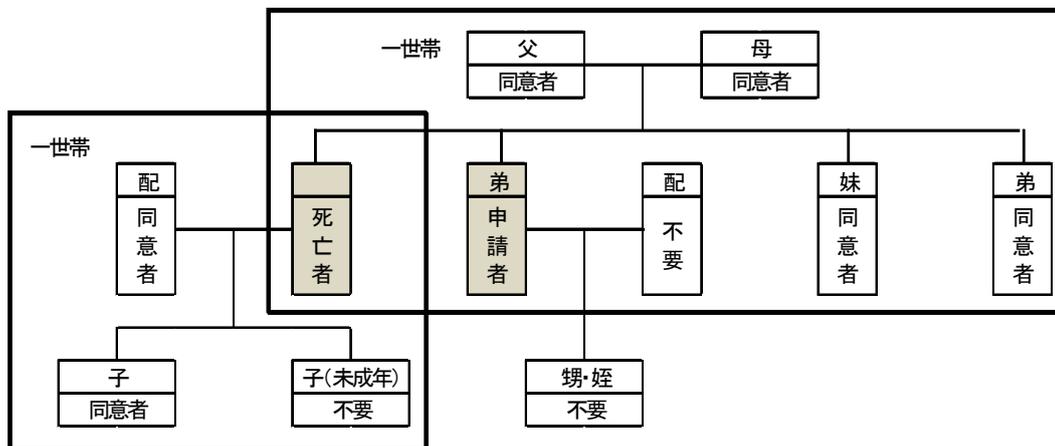
2. 同意者の範囲

- (1) 申請者の両親および成人している兄弟姉妹全員（結婚をしている兄弟姉妹も必要）
- (2) 死亡者の配偶者および成人している子供全員（結婚している子供も必要）
- (3) 申請者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※ 同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

使用申請にかかる戸籍および同意者の範囲（太線で囲まれた戸籍等が必要となります。）

申請者が兄弟姉妹の場合



○ご不明な点や前記参考に無い場合などは

【霊園管理事務所】までお問い合わせください。

電話 047-337-5696

使用許可及び使用許可証の交付

合葬式墓地の使用を認められた方は、市川市霊園合葬式墓地使用許可証が交付されます。その際、合葬式墓地使用料の納付を確認いたしますので、必ず領収書をお持ちください。

1. 使用許可予定日は、令和6年7月20日(土)です。
2. 合葬式墓地使用料納付書は、書類審査合格時にお渡しする予定です。
3. 合葬式墓地使用料納付期限は、令和6年7月19日(金)まで
4. 使用許可証交付日 令和6年7月20日(土)から令和6年8月7日(水)まで
5. 使用許可証交付場所 市川市霊園管理事務所

※ 合葬式墓地使用料を、令和6年7月19日(金)までに納付しない場合は、使用許可が取り消され、使用許可証は交付されませんのでご注意ください。

合葬式墓地使用に関する注意事項

1. 遺骨保持申込で使用許可を受けた方は、使用許可日から1年以内に遺骨を納骨していただきます。
2. 遺骨の容器(骨壺)の大きさは、幅及び奥行きが22cm、高さが27cm以下です。
3. 遺骨を納骨するときは、あらかじめ納骨日時(30分間隔)を予約した後、納骨となります。
4. その他、市川市霊園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定並びにこれらに基づく命令、指示、指導等に従っていただきます。

◆ 収蔵(埋蔵)証明書の記載例 (改葬のみ該当)

<寺院等の納骨堂等に収蔵(埋蔵)の場合>

収蔵(埋蔵)証明書	
申請者住所	<u>市川市八幡1-1-1</u>
氏名	<u>霊園太郎</u>
遺骨からの続柄	<u>夫</u>
1. 死亡者氏名(俗名)	<u>霊園花子</u>
2. 死亡年月日	<u>〇〇年〇〇月〇〇日</u>
上記 <u>霊園花子</u> 様のご遺骨を当院の納骨堂等に収蔵(埋蔵)してあることを証明します。	
令和〇年〇〇月〇〇日	
寺院名	宗教法人 △△寺
所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地
代表役員	〇〇 〇〇 (代表者印または法人印)

注1 証明書は、縦書・横書を問いません。

注2 死亡者氏名は戸籍上の字で正確に記入してください。

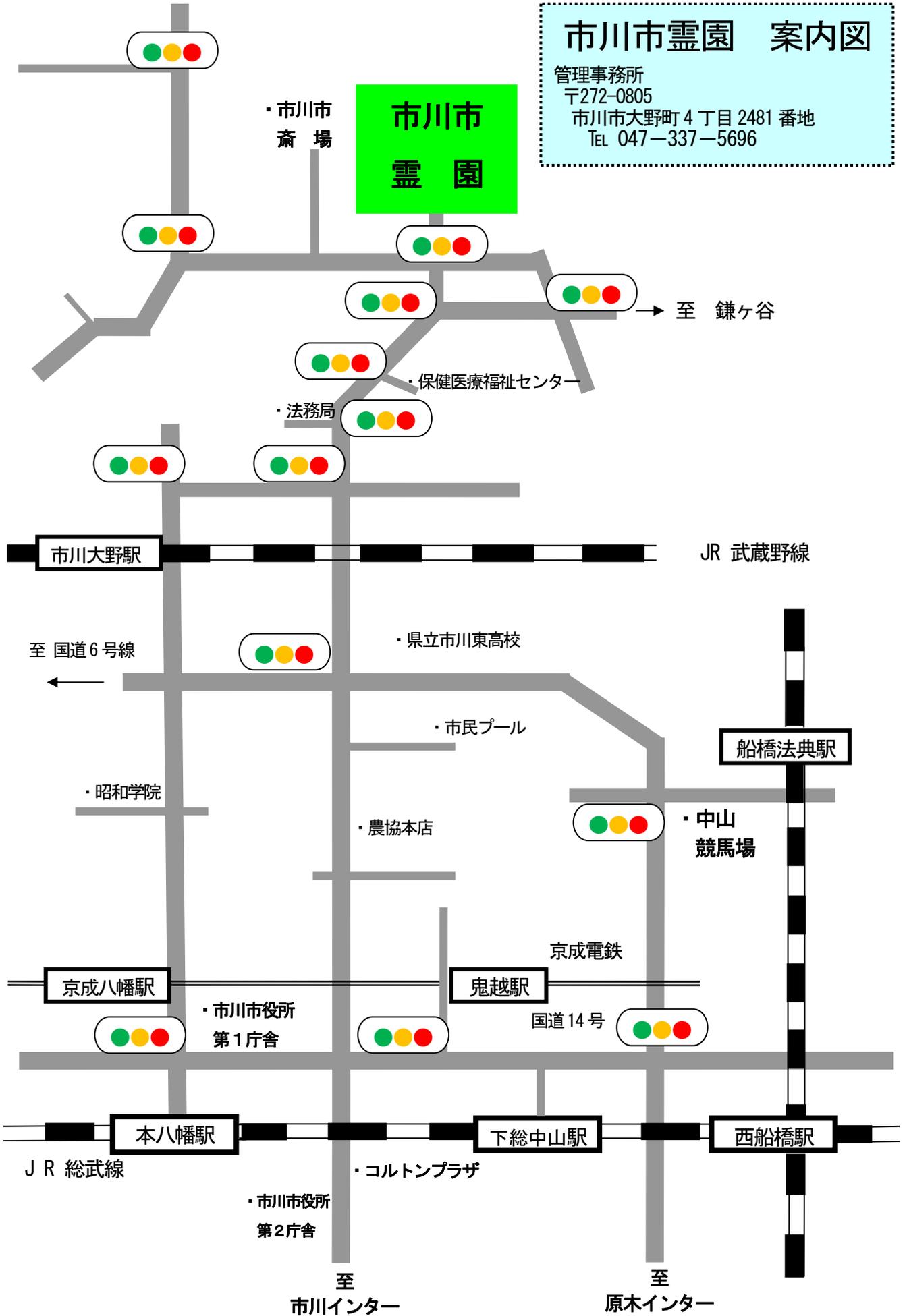
注3 ご遺骨の証明印は、登録されている代表者印・法人印または実印でなければなりません。

注4 発行証明書、ご遺骨を預けた際の領収書などでは申し込みできません。

市川市霊園 案内図

管理事務所
〒272-0805
市川市大野町4丁目2481番地
TEL 047-337-5696

市川市
霊園



交通のご案内

◎電車とバスでの来園

①JR 武蔵野線 市川大野駅より

「市川営業所行」バスで市営霊園下車 霊園正門まで徒歩約2分

②JR 総武線 本八幡駅・市川駅より

「医療センター入口行」バスで終点下車 霊園正門まで徒歩約10分

③JR 総武線 下総中山駅より

「市営霊園行」バスで終点下車 霊園正門まで徒歩約2分

※ ①の路線は平日のみです。休日は動植物園行きバスで市川市斎場の一つ手前のバス停（大野町4丁目）で下車 霊園正門まで徒歩約10分

◎車での来園（市川市霊園案内図を参照）

①京葉道路の市川インターから、市川方面へ道なりに直進

↓コルトンプラザ（インターから約1km）、市民プール（約3km）を越え、

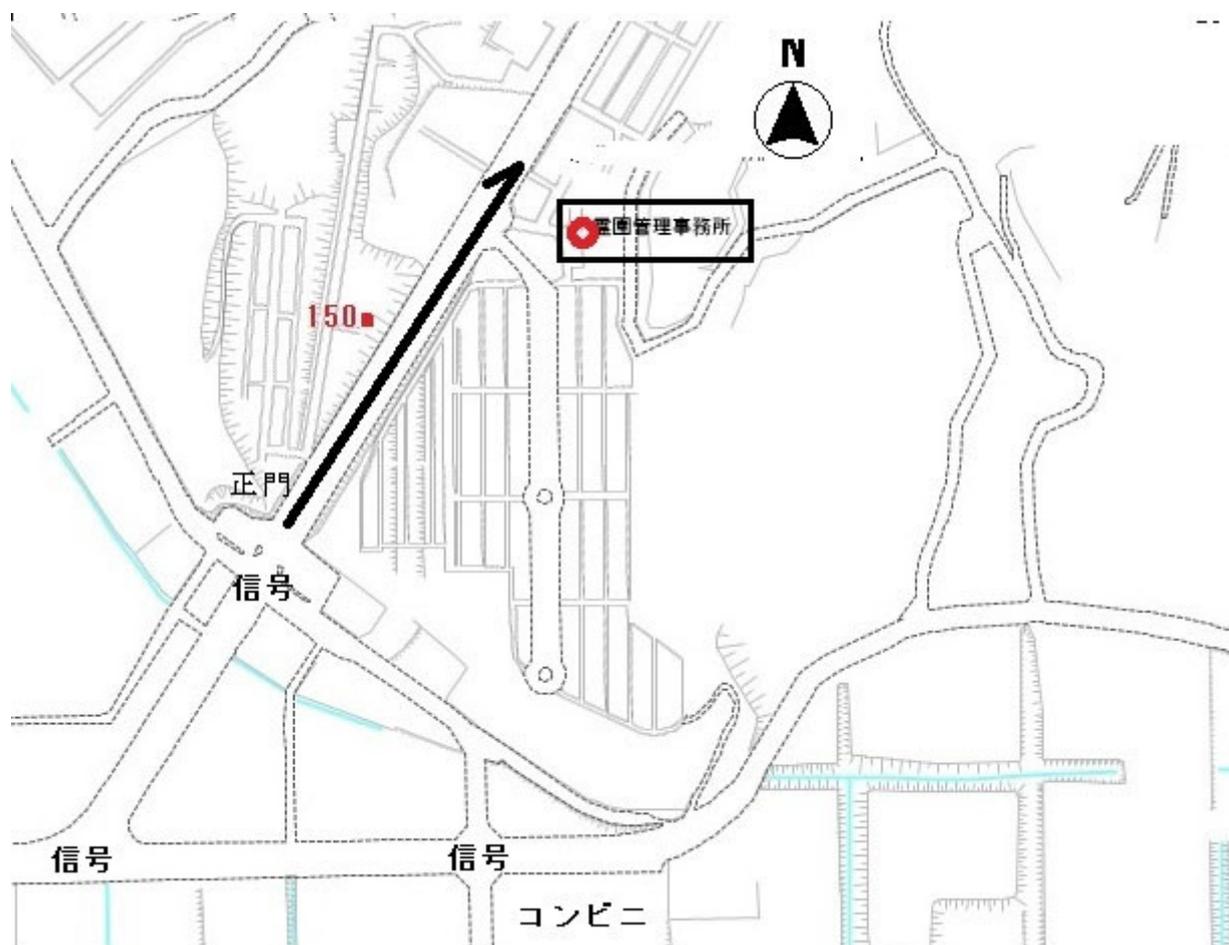
↓市川市保健医療福祉センター（約6km、右手側）を越え、最初の信号を左折すると目の前が市川市霊園の正門

②京葉道路の原木インターから道なりに松戸方面へ直進

↓中山競馬場を右手に見て直進し、県立市川東高校（右手側）を越え、最初の信号を右折

↓道なりに直進し、市川市保健医療福祉センター（右手側）を越え、最初の信号を左折すると目の前が市川市霊園の正門

※ 霊園管理事務所は正門を入り、約150メートル先の右側です。



《メモ》

問 い 合 わ せ 先

斎場霊園管理課 霊園管理事務所

〒272-0805 市川市大野町4丁目2481番地

電話 047-337-5696 (直通)

FAX 047-303-7760